

「疾如風、徐如林、
侵掠如火、不動如山」

はやきことかぜのごとし

しずかなることはやしのごとし

しんりやくすることひのごとし

うごかざることやまのごとし

武田騎馬軍団の象徴として常に陣頭に掲げられた「孫子の旗」は別名「孫子四如の旗」・「風林火山の旗」ともいわれ、中国の代表的兵法家孫武そんぶの書「孫子」そんし第七軍争編に記されている一文からとったもので、信玄公の戦に対する心得を、更には領国経営の思想を映しています。

〒四〇〇一〇〇一四
甲府市古府中町二、六一一

武田神社社務所

電話 〇五五(二五二)二六〇九番
FAX 〇五五(二五二)二六〇〇番
URL <http://www.takedajinja.or.jp>

武田神社略記



由緒

当神社は、戦国時代きつての名将、武田晴信公（信玄公）をお祀り致しております。晴信公（のぶとら）の父君信虎公（せいしやう）が永正十六年（一五一九）に石和館（いさわかた）（甲府市川田町）より居館（きょかん）を移して以来、晴信公（かつより）の四男勝頼公が新府城（韮崎市）に移るまで六十二年の間居住した躑躅ヶ崎館（つづがさきやかた）の跡を鎮座地として創建されました。この地は周囲の堀（ほり）、土塁等が当時のまま現存することから、昭和十三年（一九三八）に国の史跡として指定を受けています。

御祭神・晴信公は、大永元年（だいえい）（一五二一）十一月三日、当神社の背後に控える石水寺要害城にて、清和源氏新羅三郎義光公（せいわげんじしんらさぶろうよしみつ）の後裔武田信虎公（こうえい）の長男として誕生、幼名「太郎」童名「勝千代」（わらべな）を名乗り、天文五年（てんぶん）（一五三六）三月の元服に際し、室町幕府將軍足利義晴から従五位下大膳大夫に叙され「晴」の一字を賜り、晴信と称されました。この名が本名であり、信玄という名は後の永禄二年（えいろうく）（一五五九）頃出家した折の「徳栄軒信玄」という法名が今に伝わったものです。

天文十年（一五四一）二十一歳の時に国主となり、以来三十有余年に渡り諸戦に連戦連勝を重ねるのみならず、領国の経営に心血を注がれましたが、天正元年（一五七三）四月十二日に天下統一の志を抱き京に上る途中、夢半ばに信州駒場（こまなば）で五十三歳の生涯を終えられました。

在世中は、信玄堤（しんげんづつみ）（甲斐市）、三分一湧水（さんぶいちゆうすい）（北杜市）を始めとする治水事業や、甲州金（こうしゅうきん）の鑄造及び貨幣制度の確立等の事績を中心に、民政に尽くされたことから領民に深く愛され、没後も民の手によって生前の居館であったこの躑躅ヶ崎館跡にひっそりと「武田法性宮」という名でお祀りされていました。

さらに、現在でも県民こぞって「信玄さん」「信玄公」と呼び親しまれる様は、まさに郷土の誇りであり、傑出した英雄たる所以に依るものと言えます。

神社の沿革は、大正四年（一九一五）大正天皇の御即位に際し晴信公（じゅきんみ）に従三位が追贈されたのを契機に、御遺徳を慕う山梨県民に武田神社御創建の気運が沸き上がり、官民一体となった「武田神社奉建会」が設立され、その浄財によって大正八年（一九一九）に社殿が竣功したことにあります。晴信公のご命日である四月十二日には、毎年例祭が斎行され、神輿が四キロ離れた遊亀公園のお旅所まで巡幸し、これに武田二十四将の騎馬武者が供奉をし、桜花爛漫の下、時代絵巻を繰り広げます。